

令和 2 年度第 3 回国民健康保険運営協議会補足説明資料

議題 1 事業計画（案）について

来年度は、「2 主要事業」として掲げた 6 つの事業を重点に取り組みたいと考えています。

以下、「3 個別の事業計画」の項目ごとに、事業の概要を説明します。

「(1) 収納率向上対策事業」です。

国保税は重要な財源であることから、収税対策室と連携しながら、「市税等徴収対策実施計画」に則り、休日や夜間の臨戸徴収を始め、①から⑥までの項目に取り組み、収納率向上に努めます。令和 2 年度から開始したキャッシュレス決済の周知を広め、徴収率増をはかります。

「(2) 適用化対策事業」です。

被保険者資格の適正化は、国保事業を運用する上で、最も基本的なものであり、国保税の賦課、給付事業にも影響を及ぼす、極めて重要な事項です。

このため、今年度と同様に、①から⑥までの項目を実施します。

「(3) 医療費適正化対策事業」です。

レセプト点検事業をはじめ医療費通知や、ジェネリック医薬品の普及促進な

令和2年度第3回国民健康保険運営協議会補足説明資料

ど、①から⑥までの項目に取り組みます。

「(4)木更津市第2期データヘルス計画の推進」です。

「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」さらに「医療費の適正化」を目的とし、平成30年度から令和5年度までの6か年計画を推進してまいります。こちらについては、令和2年度が中間評価となっていますので、議題4で説明します。

「(5) 特定健康診査・特定保健指導事業」です。

本事業は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づくもので、「木更津市国民健康保険事業計画」、いわゆる「第2期データヘルス計画」に則り、実施します。

具体的には、生活習慣病及び重症化予防対策の強化を目標に、①から③までの項目に取り組みます。

「(6) 重症化予防保健事業」です。

本市の課題である壮年期死亡の減少や、要介護認定者の増加等の防止のため、優先順位を定め対象者を抽出し、①から④までの保健事業を実施します。

令和2年度第3回国民健康保険運営協議会補足説明資料

「(7)その他の保健事業」です。

①の短期人間ドック助成事業のほか、記載の事業に取り組み、国保加入者の健康維持増進を図ります。

最後に「(8) 広報啓発事業」ですが、国保制度の周知・徹底を図り、市民に国保への関心を持ってもらうことは、重要であることから、①から⑤までのとおり、様々なメディアを活用し、広報に努めます。

「事項別実施計画（案）」は、計画事業の詳細と実施の時期を記載しています。

議題2 令和3年度予算（案）について

歳入について、コロナ禍で経済状況が悪化していることが予想されるため、国保税額の収入見込みを低調に見ています。市の想定通りであれば歳入予算不足となりますが、現状で国保税率を上げることは現実的ではないため、財政調整基金（これまでの黒字分の積立）の繰り入れにより対応する予算としました。

歳出については、引き続き被保険者数の減少が見込まれることから、保険給付費（医療費の保険者負担分）を減額しました。また、かねてから指摘のあった血圧計の管理費用については、既存の機器が故障した場合は更新しないものとし、

令和2年度第3回国民健康保険運営協議会補足説明資料

修繕費を計上しませんでした。

議題3 国保税条例改正（案）について

国の税制改正により控除額の計算が変更となるため、収入状況が変わらない世帯が軽減対象から外れる等の増税とならないような改正です。

議題4 データヘルス計画の中間評価（案）について

平成30年度から令和5年度までの6か年計画の中間評価を実施しました。中間案を添付していますが、50ページを超えるボリュームがありますので、「中間評価（案）の概要について」という資料を作成しています。

前期期間の評価としては、6段階評価で上から3番目の「B（まあ、うまくいっている）」としました。中長期目標の指標、大目標について改善がみられているが、短期目標の指標で未達成があったためです。

後期期間の目標は、前期の結果をふまえて、より本市の現状に即した値に見直しました。